

# 小野学区連絡協議会

20210(令和3)年 1月17日(日)

10:00 ~ 11:30

小野市民センター 大会議室

## 次 第

開会

会長挨拶

岩田和彦

出席者紹介

報告 経過報告

岩田和彦

議案 規約(案)について

事務局

意見交換

次回以降の課題など

その他

事務局

依頼事項 広報充実への協力

閉会

# 連絡協議会名簿

2021/1/17

| 自治会役職    |      | 氏 名   |  |
|----------|------|-------|--|
| (自治連合会長) |      | 岩田 和彦 |  |
| 朝日 1     | 会 長  | 柴田 佳弘 |  |
|          | 副会長  | 橋本 衛一 |  |
|          | 副会長  | 吉本 丈一 |  |
| 朝日 2     | 会 長  | 内田 成康 |  |
|          | 事務局長 | 徳岡 厚  |  |
| 湖青 1     | 会 長  | 上田耕太郎 |  |
|          | 副会長  | 田尻 澄曠 |  |
|          | 副会長  | 丸山 達哉 |  |
| 湖青 2     | 会 長  | 永戸 久子 |  |
|          | 副会長  | 水野 末男 |  |
|          | 副会長  | 山本 有紀 |  |
| 水明 1     | 会 長  | 佐々木知子 |  |
|          | 副会長  | 坂本 久美 |  |
|          | 副会長  | 田中菜穂子 |  |
| 水明 2     | 会 長  | 戸嶋 祥浩 |  |
|          | 副会長  | 光谷 匡  |  |
|          | 副会長  | 栗原 和美 |  |
| (事務局)    |      | 小倉 東一 |  |
|          |      | 庭山 純忠 |  |

| 関係団体役職         |  | 氏 名   |  |
|----------------|--|-------|--|
| 自主防犯推進協議会会長    |  | 伊藤 彰  |  |
| (同) 事務局長       |  | 和田 隆吉 |  |
| 北交通安全協会小野支部長   |  | 池上 龍雄 |  |
| 社会福祉協議会会長      |  | 高野 裕  |  |
| 民生委員児童委員協議会会長  |  | 渡邊 尚美 |  |
| 人権・生涯学習推進協議会会長 |  | 木下 順造 |  |
| 青少年育成学区民会議会長   |  | 細田 秀正 |  |
| 体育協会会長         |  | 山田 洋一 |  |
| 文化協会会長         |  | 新田まゆみ |  |
| 小野シニアクラブ会長     |  | 新井 強介 |  |
| 小野学区女性会会長      |  | 濱奥 真弓 |  |

## 報告 経過報告

---

資料「自主運営試行の課題リスト」参照

### ○公民館自主運営試行

- ・市との確認事項（契約等）
- ・従事者の採用
- ・規約案
- ・委員・委員会選任
- ・従事者の勤務場所(当初と次年度以降)
- ・パソコン、電話等のインフラ
- ・費用発生処理 他

### ○まちづくり協議会準備委員会立ち上げ

- ・1/17 第5回連絡協議会で協議・合意形成
  - ・ . . . . 公民館自主運営試行の上記経過報告と承認
- ・4月に申請予定 補助金2年計40万円 **購入・現金の執行は4月1日以降厳守**
- ・公民館自主運営試行のメンバーで並行推進
- ・会則案等

## 資料①

# 小野公民館自主運営試行の課題リスト

赤文字部12/15変更（敬称略）

| 要検討・決定・実施事項                | 担当者 | 期限             | 備考  |
|----------------------------|-----|----------------|---|
| 業務体制の整備                    |     |                |   |
| 組織の正式名称                    | 事務局 | 1              | 小野学区公民館運営委員会  |
| 規約作成                       | 内田  | 2              |   |
| 公民館運営委員会メンバーの選任            | 事務局 | 1              | 連合会長・自治会長・関係団体会長 注釈①  |
| 役員決定（委員長・副委員長・会計・監査）       | 事務局 | 1              | 役員名簿作成（岩田・内田・次期会計・戸嶋・山本）注釈②                                       |
| 業務責任者の選任                   | 事務局 | 2              | 岩田  |
| 業務従事者の採用                   | 事務局 | 2              | 公募（自治連・連絡協議会各会議・広報誌・HP）   |
| 公民館管理運営業務委託契約の締結           | 事務局 | 3末<br>?<br>4/1 | 委託契約書の作成と契約締結：自治協働課？<br>⇔岩田                                       |
| 銀行口座開設                     | 岩田  | 2              | 滋賀銀口座開設「小野学区公民館運営委員会」注釈③  |
| 公印作成？                      | 岩田  | 2              |   |
| 業務環境の整備                    |     |                |   |
| 執務場所の選定                    | 岩田  | 3              | 自治協働課・所長→早くしてほしい  |
| 執務場所のレイアウトデザインと・執務場所の整備    | 岩田  | 3              | 事務机・会議机・椅子・書庫・PC・プリンター・電話・FAX・照明・採光・換気・エアコン等→希望（12月自治協働課と協議）      |
| 小野支所からの借用品                 | 岩田  | 2              | 事務机・会議机・机・椅子・書庫・カウンター→希望  |
| 市役所からPC借用                  | 岩田  | 3              | 貸与可能時期？機種性能確認3月中旬W7・ワード・エクセル・PP                                   |
| 必要ソフトの確認と不足ソフトの入手・導入・使用法確認 | 内田  | 2              | Windows 7・Edge・Excel・Word・Mail・広報編集ソフト・税務労務関連帳票作成ソフト中西会計ソフト（長等採用） |
| プロバイダー契約・メールアドレス取得         | 内田  | 2              | プロバイダー選定  |
| ルーター購入・設定                  | 内田  | 2              | 以下自治協働課と確認（他学区の事例を教えてください）  |
| 電話・FAX回線契約                 | 内田  | 2              | 以下自治協働課と確認（他学区の事例を教えてください）  |
| 電話・FAX・プリンター・スキャナー機器購入と設定  | 内田  | 2              | 以下自治協働課と確認（他学区の事例を教えてください）  |

| 要検討・決定・実施事項   | 担当者      | 期限     | 備考  |
|---|----------|--------|---|
| 業務に必要な什器  |          |        |   |
| 事務用品貸与  | 岩田       | 3      | 筆記用具・ノート・メモ帳・ホチキス・定規<br>・印刷用紙・インク・・・支所長確認                                   |
| 名刺  | 岩田       | ×      | コミセン化まで不要？  |
| 名札  | 岩田       | 3      | 支所で用意？  |
| 湯茶道具  | 岩田       | ×      | 本人持参？   |
| 資金関連  |          |        |   |
| 予算書作成   | 庭山<br>内田 | 3      | 自治連補助金・機器購入金・給与支払・月額<br>料金（電話・ネット）  |
| 委託金入金確認と給与支払方法確認                                    | 岩田       | 3      | 自協働課⇔岩田 年4<br>回(4・7・10・1月)  |
| 出納帳作成・徴憑ファイル  | 岩田       | 3      | 資金の流れを把握  |
| 税務・労務関連   |          |        |   |
| 税務・労務関連必要手続きの確認                                     | 岩田       | 2<br>3 | 源泉徴収票発行・労災保険支払のみ・雇用保<br>険支払・健康保険支払・介護保険支払・厚生<br>年金保険支払等→12月に自治協働課より説<br>明願う |
| 事業者としての登録必要？→不要？                                    | 岩田       |        | 不要で確認済み   |
| 業務報告書・勤務シフト表  |          |        |   |
| 業務日報・業務実施報告書・請求書の作成<br>・承認・報告                       | 岩田       | 3      | 大津市（支所長？）への書類提出の流れとタ<br>イミング確認  |
| 勤務シフト確認書作成  |          | 3      | 支所長と相談3月  |
| その他協議事項・業務引継  |          |        |   |
| 広報紙ソフト原稿の共有方法？                                      | 岩田<br>内田 | 2      | 支所広報担当者と協議<br>紙ベース  |
| 貸館業務担当者が日替わり乃至はシフトで<br>入れ替わる試行期間の受付電話番号の扱い<br>を検討する | 岩田       | 2      | 支所長に確認済（支所窓口一本化で従事者に<br>指示）   |
| 業務内容・業務範囲・業務分担・業務シフ<br>トを協議                         | 岩田       | 2      | 支所長と協議  |
| 業務内容の説明引継依頼   | 岩田       |        | 支所長に依頼  |
| 広報  | 岩田<br>内田 |        | まち協ができる迄は自治通信とONOで対応<br>情報共有の方法   |

注釈：① 関係団体は11団体 有識者 若干名

注釈：② まちづくり協議会準備委員会口座は別途開設

注釈：③ まちづくり協議会準備委員会口座は別途開設

まちづくり協議会準備委員会補助金：2年上限40万円

### 小野学区公民館運営委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「小野学区公民館運営委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、公民館のコミュニティセンター化にともなう業務を円滑に進め、かつ地域が主体的に管理することによって地域の交流や生涯学習などを推進することを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）公民館の運営及び管理業務に関する事業
- （2）地域の交流や生涯学習などを推進するために必要な事業

（委員）

第4条 構成員は次のとおりとする。（別表）

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| （1）小野学区自治連合会長         | 1名   |
| （2）小野学区の各自治会長         | 6名   |
| （3）小野学区を活動の拠点とする団体の代表 | 約10名 |
| （4）会長が推薦する小野学区在住の有識者  | 若干名  |

（事務所）

第5条 委員会の事務所は委員長宅に置く。

（役員）

第6条 委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 若干名
- （3）会計 1名

2 役員は委員の互選により選任する。

（役員の任務）

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- （1）委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- （2）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- （3）会計は、委員会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠選出の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第9条 本会に事務局を置くことができる。

- （1）事務局員は、委員長の推薦により、委員会の承認をえなければならない。
- （2）事務局員は委員長とともに協議して、委員会の円滑な運営のための準備をする。
- （3）事務局員は、委員会に出席して発言できる。ただし、議決権は持たない。
- （4）任期は1年とし、再任を妨げない。

（会計監査）

第10条 委員会に会計監査を置く。

- （1）会計監査は2名とし、委員以外の小野学区住民より選出する。

(2) 会計監査は委員会の会計監査事務を担当する。

(3) 任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続3年を超えることはできない。

(会議)

第11条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は、次の各号に掲げる事項を決定する。

(1) 予算・決算に関する事項

(2) 事業計画及び事業実施に関する事項

(3) 規約の制定又は改廃等に関する事項

(4) その他委員会の運営に関し必要と認められる事項

(会計) 委託料

第12条 委員会の経費は、委託料と事務管理費をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査と報告)

第13条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、委員会に報告する。

(個人情報の保護)

第14条 委員会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、別に「個人情報取扱特記事項」を定め、適正に運用するものとする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議で協議のうえ別に定める。

附則

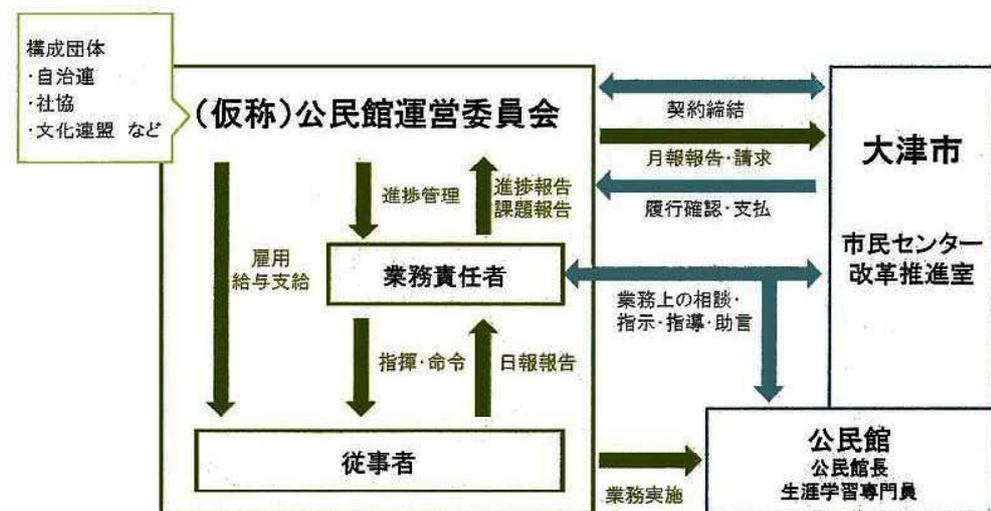
1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

2 役員の設立初年度の任期は、第8条の規定にかかわらず、就任した日から令和4年3月31日までとする。

3 委員会の設立初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立した日から令和4年3月31日までとする。

## 資料②

### 自主運営試行事業のイメージ



## 別表 資料③

### 自治連合会役職

| 役職   | 自治会役職 |    | 氏名    | 関係団体役職       |
|------|-------|----|-------|--------------|
| 会長   |       |    | 岩田 和彦 | 自主防災会会長      |
| 副会長② | 朝日1   | 会長 | 柴田 佳弘 | 人推協副会長       |
| 副会長① | 朝日2   | 会長 | 内田 成康 | 社協副会長・*環境    |
|      | 湖青1   | 会長 | 上田耕太郎 | 自主防災会副会長     |
|      | 湖青2   | 会長 | 永戸 久子 |              |
|      | 水明1   | 会長 | 佐々木知子 | 自主防犯副会長      |
| 会計   | 水明2   | 会長 | 戸嶋 祥浩 |              |
| 会計監査 |       |    | 西川 一男 | (30年度自治連会計)  |
|      |       |    | 山本 啓一 | (湖青2前自治会長)   |
| 事務局  |       |    | 小倉 東一 | (水明1元自治会長)   |
|      |       |    | 小峰 健二 | (水明2自治会元副会長) |
|      |       |    | 庭山 純忠 | (自主防災会統括部長)  |
|      |       |    | 内田 成康 | (朝日2自治会長)    |
|      |       |    | 中西 達  | (自主防災会相談役)   |
| 相談役  |       |    |       |              |

#### 関係団体

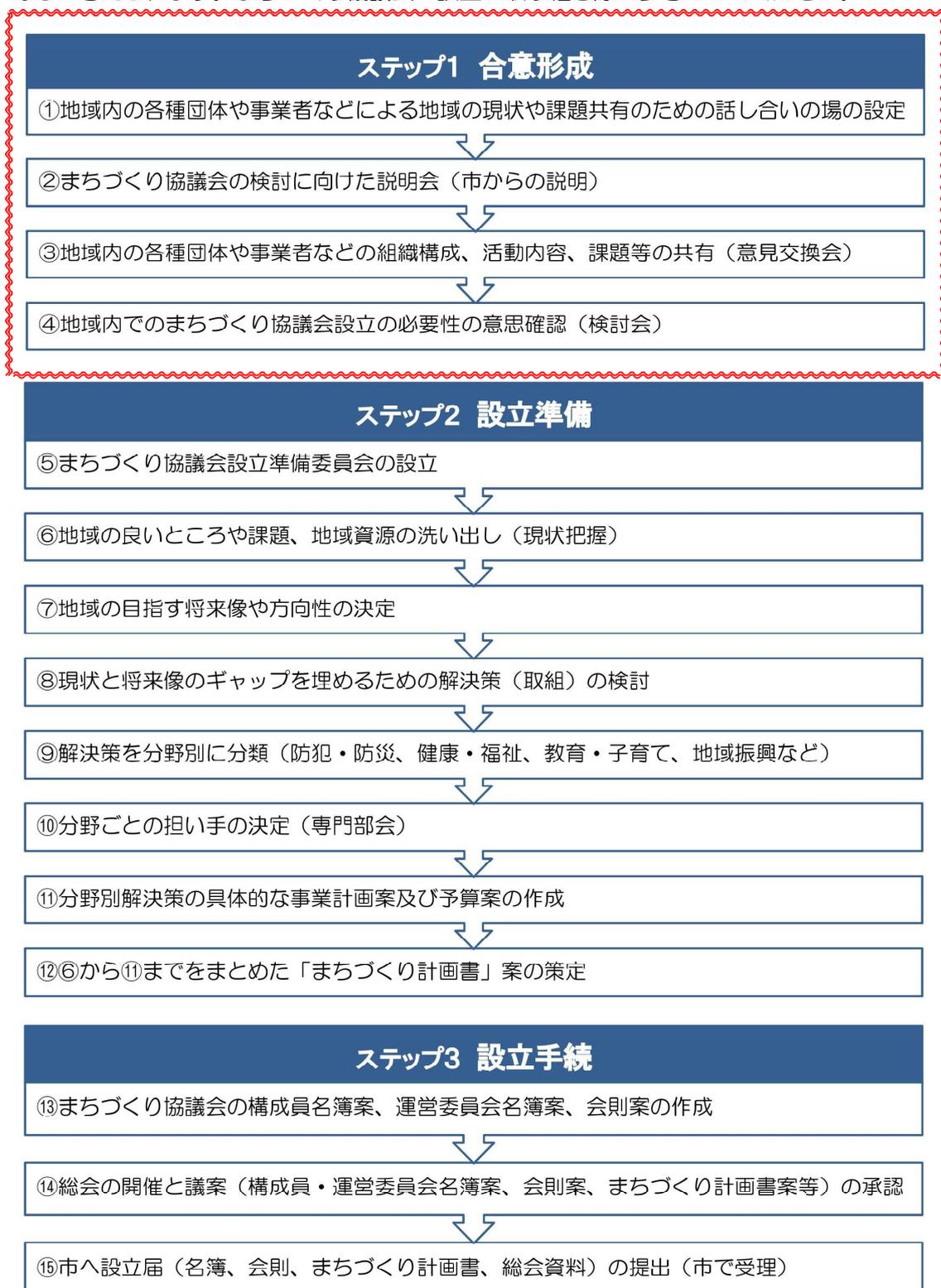
|                  |       |
|------------------|-------|
| 自主防犯推進協議会会長      | 伊藤 彰  |
| 北交通安全協会小野支部長     | 池上 龍雄 |
| 社会福祉協議会会長        | 高野 裕  |
| 民生委員児童委員協議会会長    | 渡邊 尚美 |
| 人権・生涯学習推進協議会会長   | 木下 順造 |
| 青少年育成学区民会議会長     | 細田 秀正 |
| 体育協会会長           | 山田 洋一 |
| 文化協会会長           | 新田まゆみ |
| 小野シニアクラブ会長       | 新井 強介 |
| 小野学区女性会会長        | 濱奥 真弓 |
| 環境整備推進委員 ごみ減量 代表 | 内田 成康 |

#### 有識者

|       |
|-------|
| 和田 隆吉 |
|-------|

## 4 まちづくり協議会設立までの流れ

まちづくり協議会設立までの一般的な流れは次の通りですが、地域によって様々な進め方があると考えられます。まちづくり協議会の設立に取り組む際の参考にしてください。



「まちづくり協議会設立の手引き」より

## 資料⑤

# 小野学区まちづくり協議会設立準備会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「小野学区まちづくり協議会設立準備会」（以下「準備会」という。）と称する。

（目的）

第2条 地域の住民や団体が主体となって、相互の連携と協働により住み良い地域にするための小野学区まちづくり協議会を設立することを目的とする。

（構成員）

第3条 構成員は次のとおりとする（別表）。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| （1）小野学区自治連合会長         | 1名   |
| （2）小野学区の各自治会長         | 6名   |
| （3）小野学区を活動の拠点とする団体の代表 | 約10名 |
| （4）会長が推薦する小野学区在住の有識者  | 若干名  |

（事務所）

第4条 事務所は会長宅に置く。

（事業）

第5条 第2条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- （1）小野学区まちづくり協議会の組織構成、運営体制、会則等に関すること
- （2）小野学区まちづくり協議会設立までのスケジュールに関すること
- （3）まちづくり計画書の策定に関すること
- （4）「公民館運営委員会」の運営に関すること（規約は別に定める）
- （5）その他目的を達成するために必要なこと

（役員）

第6条 次の役員を置く。

- |        |     |
|--------|-----|
| （1）会長  | 1名  |
| （2）副会長 | 若干名 |
| （3）会計  | 1名  |

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- （1）会長は、会を代表し、会務を統括し、会議を招集して議長となる。
- （2）副会長は、会長を補佐する。会長に事故のあるときは、あらかじめ協議し決定した順位に従ってその職務を代行する。
- （3）会計は、会の運営に伴う出納経理事務を担当する。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は、小野学区まちづくり協議会が設立されるまでとする。

（事務局）

第9条 本会に事務局を置くことができる。

- （1）事務局員は、会長の推薦により、構成員の承認をえなければならない。
- （2）事務局員は、会長の業務を補佐し、準備会の円滑な運営のための準備する。
- （3）事務局員は、すべての会議に出席して発言できる。ただし、議決権は持たない。

(4) 任期は1年とし、再任を妨げない。

(会計監査)

第10条 準備会に会計監査を置く。

(1) 会計監査は2名とし、構成員以外の小野学区住民より選出する。

(2) 会計監査は準備会の会計監査事務を担当する。

(3) 任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第12条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

(構成員以外の出席)

第12条 会長は、本会の目的を達成するのに必要な人物を招請して意見を求めることができる。また第10条(3)に従い、事務局員はすべての会議に出席するものとする。

(経費)

第13条 準備会の経費は、小野学区自治連合会補助金、交付金、寄付金などの収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 準備会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第15条 準備会は収支に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第16条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、準備会に報告する。

(情報の公開)

第17条 準備会の会議録及び会計帳簿については原則として公開する。

(個人情報の保護)

第18条 準備会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、別に「個人情報取扱規程」を定め、適正に運用するものとする。

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行し、小野学区まちづくり協議会の設立により、その効力を失う。